

JMAT鹿児島要綱

令和4年12月

公益社団法人 鹿児島県医師会

1. 目的・趣旨

JMAT鹿児島は、被災者の生命及び健康を守り、被災地の公衆衛生を回復し、地域医療や地域包括ケアシステムの再生・復興を支援することを目的とする災害医療チームである。

JMAT鹿児島は、災害発生時、被災地の都道府県医師会の要請に基づく日本医師会からの依頼により、郡市医師会や医療機関などを単位として編成する。

JMAT鹿児島への参加は、日本医師会員の資格の有無を問わず、医師としてのプロフェSSIONAL・オートノミーに基づく使命感を拠り所とする。他の関係職種についても同様である。

JMAT鹿児島の活動内容は、主に災害急性期以降における避難所・救護所等での医療や健康管理、被災地の病院・診療所への支援（災害前からの医療の継続）である。さらに、医療の提供という直接的な活動にとどまらず、避難所の公衆衛生、被災者の栄養状態や派遣先地域の医療ニーズの把握と対処から、被災地の医療機関への円滑な引き継ぎまで、多様かつ広範囲に及ぶ。

JMAT鹿児島は、被災地の災害対策本部又は、被災地医師会のコーディネート機能の下で活動することを原則とする。

2. 用語の定義

1) 統括JMAT

災害発生後、被災地の医師会を支援しながら情報の把握・評価を行って日本医師会と鹿児島県医災害対策本部等に発信するとともに、現地においてJMAT活動を統括するJMAT。

2) 先遣JMAT機能

統括JMATのうち、災害発生直後に出動し、JMAT派遣の必要性やその被災地で求められる機能や派遣の量などの情報を把握・評価を行い、日本医師会と鹿児島県医災害対策本部等に発信するもの。

3. JMAT鹿児島の位置づけと活動内容

1) 鹿児島県医師会災害医療対策本部

鹿児島県医師会は、鹿児島県医師会災害医療救護計画に基づき、鹿児島県医師会災害医療対策本部を設置し、JMAT鹿児島の派遣調整並びに災害医療支援活動を指揮する。

2) JMAT鹿児島の編成

- (1) JMAT鹿児島は、原則、医師を含む職種により構成する。
- (2) 構成員は、看護職員、事務職員に加え、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士等とする。ただし職種・員数は、被災地の状況やニーズに応じて柔軟に構成する。
- (3) 構成にあたっては、鹿児島県歯科医師会、鹿児島県薬剤師会、鹿児島県看護協会等の医療職能団体と連携して行う。

(4) 統括 J M A T (先遣 J M A T 機能を含む) は、事前に複数チーム編成する。

3) J M A T 鹿児島原則

(1) 鹿児島県医師会は、原則として日本医師会災害対策本部による J M A T の派遣の決定と要請により、J M A T 鹿児島を派遣する。

(2) 鹿児島県医師会は、災害発生直後の J M A T 鹿児島の派遣においては、先遣チームを派遣し、被災地の情報の収集・把握に努める。

(3) 先遣チームの報告をもとに活動を開始する。

(4) 鹿児島県医師会は、日本医師会が J M A T の撤収を決定した際、被災地の医療機関への引継ぎ、移行を行ったうえで J M A T 鹿児島の派遣終了の宣言を行う。

4) J M A T 鹿児島活動内容

原則として、被災地の保健医療調整本部又は、被災地医師会の要請等に基づき活動する。J M A T 鹿児島の活動は、別表の「J M A T 概念図」を基本とする。

(1) 医療支援と健康管理

①被災地の救護所

②被災地の医療施設 (災害発生前からの医療の継続)

③被災地の避難所

④被災地の避難所以外への巡回診療 (要配慮者対策、在宅医療、車中泊等を含む。医療支援が空白・不十分な地域の把握・対応)

⑤被災地の社会福祉施設、介護施設等への医療支援

⑥被災地の活動者 (行政、学校関係者など)

(2) 公衆衛生支援

・被災地の避難所等における公衆衛生支援と管理

・避難所等の水や食事など栄養状態の把握とその改善、避難者の健康状態チェック、要援護者の把握とその対策、感染症対策 (感染制御) その他の公衆衛生対策

(3) 被災地医師会支援

①先遣 J M A T ・統括 J M A T による被災地医師会の災害対策本部への支援と情報収集

②被災地医師会を中心とした現地調整本部や連絡会の設置・運営支援

③派遣先地域の医療ニーズの把握と評価

・主な患者像

・高齢者、難病患者や障害者その他特別に医療・介護支援を必要とする者 (要配慮者)

・追加派遣の要否

・被災者の流動化の有無、撤収時期

(4) 被災地行政支援

・被災地医師会と共に、統括 J M A T による被災地の災害医療コーディネーターへの支援と情報収集・情報連携

- ・被災地の保健所、保健センター、保健師、民生委員等の行政関係者との連携

(5) 被災地での検視・検案支援

- ・警察医会や行政機関、歯科医師会との密な連携による活動を目指す

(6) 現地の情報収集・把握、及び日本医師会・鹿児島県医師会・JMAT関係者への情報の発信と共有

- ①被災地の郡市医師会並びに医療関係者との連携（3日～1週間程度で交代するJMATに対し、被災地の患者の状況や地理的特性等を把握しているため、例：在宅患者の状況を把握している保健師や訪問看護師）
- ②交通ルート（被災地の空港・主要駅・主要道路から派遣先地域へのアクセス、帰路、燃料確保等）
- ③被災者の状況（性別・年齢別の避難者数、共同体意識の強弱、自治組織）、被災地までの地形・気象条件
- ④公衆衛生の状況（トイレ、瓦礫による粉塵飛散、ヘドロ・汚泥物質等含む）
- ⑤被災地の安全性（二次災害の危険性）
- ⑥医薬品等の不足物資
- ⑦必要な職種
- ⑧現地の災害医療コーディネーター・避難所等のリーダー、支援受入れ窓口等

(7) コーディネート機能

災害医療支援活動における相応の経験や知識を持つチームや参加者においては、DMAT等からのコーディネート機能の引き継ぎや混乱している地域での指揮命令、ロジスティックス等の機能を確立させることが求められる。

(8) その他、被災地のニーズに合わせて支援

- ・様々なニーズが発生するため、内容と範囲を変えていく必要がある
- ・最終的には、被災地の医師会・医療機関に円滑な引継ぎを図る。

5) 派遣期間

- (1) JMATの全体の派遣期間は、原則、日本医師会から鹿児島県医師会に対してJMATの結成の要請を行ってから、JMATの派遣を終了したときまでとする。
- (2) 1つのJMATの派遣期間は、3日から1週間を目途とする。

6) 統括JMAT（先遣JMAT機能を含む）

統括JMATの条件・役割は次のとおりとする

- ・JMAT活動の統括
- ・被災地の医師会とともに、都道府県災害対策本部／保健医療調整本部や地域のコーディネート機能への参画（被災地の医師会自ら派遣する場合を含む）
- ・その役割・目的が、被災地の都道府県医師会・郡市区医師会への支援であることの認識
- ・統括JMAT向けの研修など平時から訓練を受け、また、DMAT隊員経験者などを含め

- て構成され、被災地の状況評価、DMAT関係者等との連携などのスキルの保有
- ・災害発生時、日本医師会からの要請に対して迅速な出動
 - ・参加者は、医師、業務調整員、その他、先遣隊や統括に求められるスキルを有する者。また、必要に応じて、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、病院団体等の医療関係団体や行政・専門機関とも連携する
 - ・必要に応じて被災地の災害医療コーディネーターまたはコーディネーターの補佐
 - ・1チーム3日～1週間で交代制、原則として被災地の医師会への引き継ぎまで継続
 - ・原則、診療は行わず、統括としての役割に専念
 - ・被災地の状況、医療ニーズの動向（避難先の状況、避難所統廃合、避難勧告解除、外因性疾患→内因性疾患、季節性、避難生活の長期化など）、他チームの参集、要配慮者対策、被災地の医療機関の復旧状況等を把握し、分析・評価
 - ・JMATへの情報提供、助言
 - ・特定の領域の潜在的なニーズの把握

7) 費用の確保と精算

- (1) 鹿児島県医師会は当面の派遣費用を確保する。
- (2) 災害救助法による費用の精算を原則とするが、対象とならない場合は、関係機関と協議し精算を行う。

4. JMAT鹿児島島の安全確保

JMAT鹿児島島構成員の安全確保は、JMAT鹿児島島の活動上の優先事項とする。

- (1) 日本医師会の死亡・傷害保険への加入
- (2) 鹿児島県との災害時の医療救護活動に関する協定に基づく、二次災害時の補償
- (3) 特殊災害時の情報収集とその提供
- (4) 必要に応じての構成員への予防接種
- (5) 派遣の取り止め、撤収の決定

5. JMAT鹿児島島の携行資器材

- (1) 医薬品(JMAT携行医薬品リスト)、医療機器等の医療資器材
- (2) 粉塵、アスベストなどへの対応、医療廃棄物処理対策
- (3) 医師であることを証明するもの(医師資格証、会員証、各医療機関の身分証明書など)(他の職種についても同様)
- (4) その他資器材(ベスト(ビブス)、食料、寝具その他)
- (5) 緊急通行証

- (6) 避難所等への支援物資(AED、簡易ベッド、避難所運営マニュアル、市民用高齢者救護マニュアル、感染症・公衆衛生啓発資料など)
- (7) 災害診療記録など様式
- (8) JMAT 活動報告様式(別紙様式)
- (9) 通信機器
- (10) その他(現状に応じた必要な器材)

6. JMAT 鹿児島県の申し込み

- 1) 郡市医師会は、鹿児島県医師会の要請に基づき、JMAT 鹿児島県の募集を行い、様式1により取りまとめ、鹿児島県医師会に申込みを行う。
- 2) 鹿児島県医師会は、日本医師会に対して申込みを行う。
- 3) 鹿児島県医師会は、日本医師会と緊密な連絡を図り、派遣が決定した場合には、郡市医師会と連携し、JMAT 鹿児島県の速やかな派遣に努める。

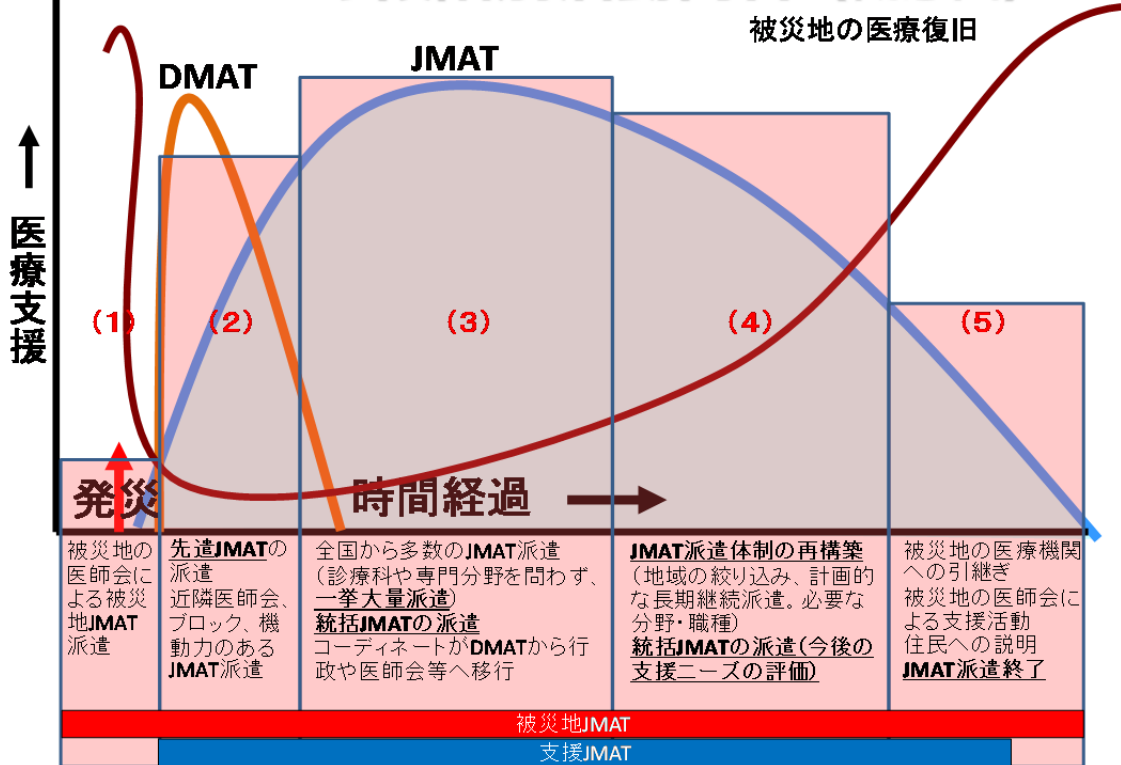
7. JMAT 鹿児島県の研修

鹿児島県医師会は、災害発生時に、迅速かつ適切な災害医療支援活動が行えるよう、平時より、JMAT 鹿児島県の構成員の養成を目的とした研修会を、行政・関係団体と連携しながら開催する。

(別表) JMAT要綱より

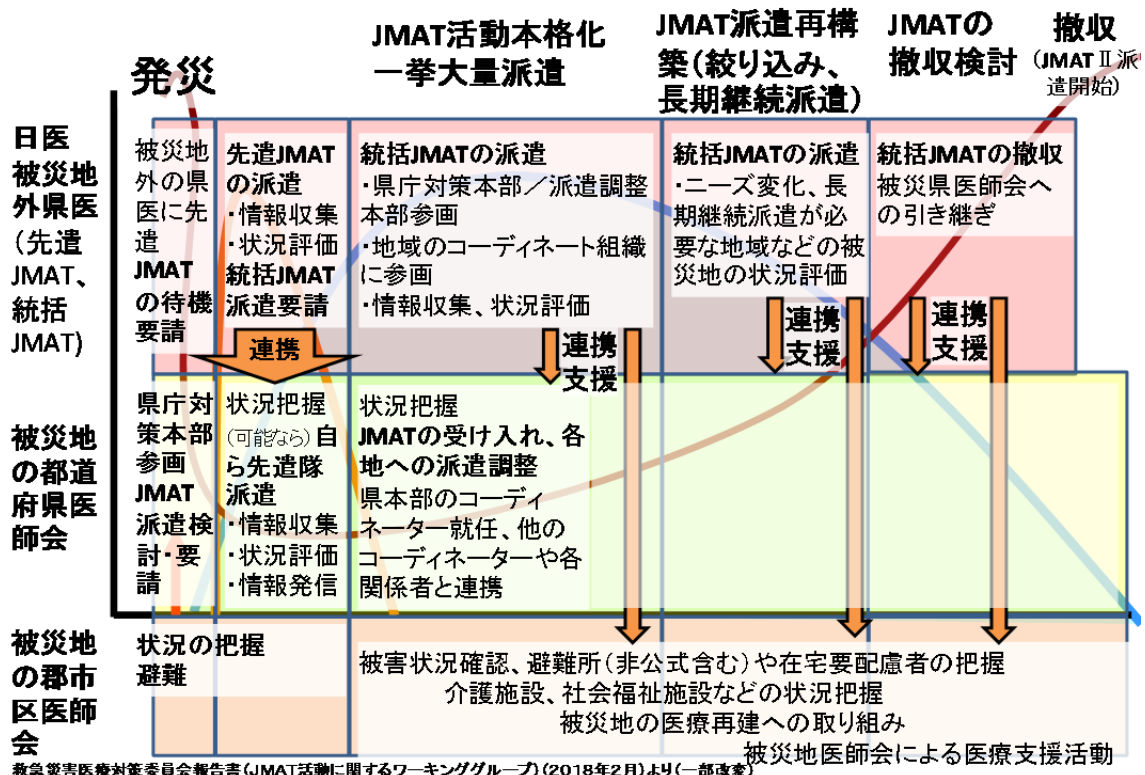
--

JMATの段階別活動内容（概念図） 2



教急災害医療対策委員会報告書（JMAT活動に関するワーキンググループ）（2018年2月）より（一部改変）

統括JMAT（先遣JMAT）と被災地の医師会



教急災害医療対策委員会報告書（JMAT活動に関するワーキンググループ）（2018年2月）より（一部改変）

〇〇〇〇〇 行 (FAX - -)

「日本医師会災害医療チーム (JMAT)」 申込書
 (●●●●災害におけるJMAT派遣)

〇申込日 年 月 日

〇都市医師会

	(ふりがな) 氏 名	連 絡 先
担当役員		
担当事務局		
緊急連絡先		

〇チーム構成員 (※複数のチームを組織される場合はコピーにてご対応願います。)

☆貴会におけるチーム編成数 ()

	(ふりがな) 氏 名	年 齢	性 別	所 属	職 種	緊急連絡先 (確実に連絡のとれる番号)	専門 分野
1 (責任者)							
2							
3							
4							
5							

〈責任者連絡先〉
 住所 (所属医療機関等) 〒 (-)
 連絡先 TEL : 携帯電話 :
 Email :

〇患者搬送が可能な車両 (病院救急車など) を使用 (使用の場合はしてください)

〇現地活動可能期間 年 月 日 午前・午後 ~ 月 日 午前・午後

※現地活動可能期間は必ずご記入ください。

出発日 月 日 被災都道府県内到着 月 日 時頃 (予定)

 撤収日 月 日 午前・午後 (保険に関わるため、現地出発日を想定していますが、帰宅が翌日
 になる場合は帰宅日をご記入ください)

※派遣についての詳細は、派遣に向けた準備が整い次第、チーム責任者の方へこちらからご連絡します。

(別紙様式)

〇〇災害における医療救護活動について報告します。

記

報告日	年 月 日
都道府県医師会名	
記入者名(責任者)	
JMAT出動数	・医師(名) ・薬剤師(名) ・看護師(名) ・ロジスティックス担当者・事務職員(名) ・その他(医療・看護・保健・介護・福祉職種: 名) ・その他(職種: 名)
派遣期間	年 月 日 ~ 年 月 日
活動場所	
活動内容	・外来患者数、主な疾病、後発救護班に対しての助言等含めてご記入ください。
現地のニーズ(不足物資等)	
課題	
次に来るJMATへの情報提供	

※派遣終了後、責任者の方は本用紙にご記入の上、日本医師会JMAT本部(chiiki_1@po.med.or.jp fax 03-3946-2140)、またはJMAT情報共有サイトにご報告ください。

なお、全国の都道府県医師会、JMAT関係者が閲覧することになります。また、情報共有のため、個人情報等を削除した上で、日本医師会より関係省庁や被災者健康支援連絡協議会に提供する場合があります。